

## 指定通所介護デイサービスセンターなでしこ運営規程

### 第1条 （事業の目的）

有限会社 ティー・シー・エム（以下「事業者」という。）が開設する指定通所介護“デイサービスセンターなでしこ”（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

また、「すべてのいのちをたいせつに・・・」を心の指針として、在宅での生活環境の充実を目指し、地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。

### 第2条（運営の方針）

1. 事業所の通所介護従業者は、あらかじめ利用者の心身の状況、生活環境、本人及び家族の希望等を尊重して作成した通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう配慮し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を適切に提供する。

また、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ること。

2. 事業の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に応じたサービスの出来る体制を整える。

3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を

図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 第3条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンターなでしこ
- 二 所在地 宮城県仙台市若林区大和町三丁目2番18号

### 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤兼務1名)

管理者は、事業所の職員を指導監督し、事業に係る業務管理を一元的に行う。

- 二 生活相談員 2名（常勤兼務2名）

生活相談員は、利用者の心身状況、希望、生活環境を踏まえ、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

- 三 介護職員 10名

（常勤専従2名 常勤兼務1名 非常勤専従6名 非常勤兼務1名）

通所介護計画に基づく利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な介助を行う。

- 四 看護職員 2名（常勤専従1名 非常勤兼務1名）

- ① 利用者の健康管理及び保健衛生
- ② 利用者の主治医及び各保健所等の関係機関との連絡調整
- ③ 利用者及びその家族の日常生活の医療相談及び指導

- 五 機能訓練指導員 3名（常勤専従2名 非常勤専従1名）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

#### 第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日及び12月31日から1月3日までを除く。

二 営業時間：午前8時～午後5時

サービス提供時間：午前9時～午後5時

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

#### 第6条（指定通所介護の利用定員）

事業所の利用定員は、1日30人とする。（基準該当通所介護を最大10名含む）

#### 第7条（指定通所介護の内容）

通所者に対する介護内容は、通所者の人格を尊重し、自主性及び社会性を助長し、健康で明るい生活を送っていただくよう努めるものとし、その介護内容は、次のとおりとする。

- 一 介護サービス
- 二 生活相談・助言
- 三 健康チェック
- 四 個別機能訓練
- 五 入浴サービス
- 六 食事の提供
- 七 アクティビティ
- 八 送迎サービス

## 九 その他利用者に対する便宜の提供

### 第8条（指定通所介護の利用料等及び支払いの方法）

1. 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法に定められた介護保険サービスの、個別の負担割合に応じた額とする。

2. 次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 次条に規定する通常の事業実施地域を越えて行う介護サービスの送迎に要した交通費

二 食材料費 900円（おやつ代含む）（当日キャンセルの場合は請求申し上げます）

三 おむつ代

尿取りパット : 30円

フラットタイプ : 45円

リハビリパンツS : 125円

リハビリパンツM～L : 135円

おむつM～L : 145円

おむつLL : 175円

四 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

利用者の希望により①入場料や参加料が必要な行事・イベント等に参加された場合。②クラ活動等で、材料費が必要になった場合。③個別に趣味・嗜好品を用意・提供し、それに費用を要した場合。

3. 指定通所介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者による同意を文書により得るものとする。
4. 通所介護サービスをキャンセルした場合には、以下の通りのキャンセル料を頂きます。なお、体調不良の際のキャンセル料は免除いたします。

前々日までのキャンセル	無料
前日のキャンセル	利用料自己負担分の 20%
当日のキャンセル	利用料自己負担分の 50%

#### 第 9 条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、仙台市内の全区域とする。

#### 第 10 条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

1. サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
2. 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用し、事業所の施設、設備を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合等には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
3. 利用者は、機能訓練を行う場合、機能訓練指導員等の指示により行うものとする。
4. 利用者は、通所介護事業者や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行ってはならない。
5. 利用者は、決められた場所以外での喫煙をしてはならない。

6. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者とその家族との協議により、施設、設備の利用方法を決定するものとする。

#### 第 11 条（身体拘束および行動の制限）

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、法人内の身体拘束等行動制限マニュアルを遵守し、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

#### 第 12 条（緊急時等における対応方法）

通所介護従業者等は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### 13 条（非常災害対策）

事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年 2 回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

#### 第 14 条 (衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

1. 事業所は、指定通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

#### 第 15 条 (個人情報の保護)

1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### 第 16 条 (秘密保持等)

1. 通所介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 事業者は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

#### 第 17 条 (苦情処理)

管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口及び担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

#### 第 18 条（事故発生時の対応）

1. 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
2. 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

#### 第 19 条（その他運営についての留意事項）

1. 事業所は、通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
  - 一 採用時研修 採用後 1 か月以内
  - 二 継続研修 年 4 回
2. 通所介護従業者等は、その勤務中、常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
3. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
4. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。



## 第 20 条（虐待防止に関する事項）

（1）事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. 第三者委員会を含めた虐待防止委員会の設置
4. その他虐待防止のために必要な措置

（2）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 第 21 条（業務継続計画の策定）

（1）感染症予防及び感染症の発生時の対応（衛生管理を含む）

事業所は、施設における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のため必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。・事業所は、感染対策の指針を整備します。・事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。・以上のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

（2）非常災害対策

事業所に災害に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害に関する取組みを行います。・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。・防 災 設 備：防火管理者を選任し、消火設備、非

常放送設備等、必要設備を設けます。 ・防 災 訓 練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者および利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。 ・事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

#### 附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日より施行する。

改定 中略

改定 平成 26 年 6 月 1 日（定員等変更）

改定 平成 30 年 11 月 1 日（営業時間・人員配置の変更）

改定 令和元年 10 月 1 日（人員配置及び食材料費の変更）

改定 令和 3 年 4 月 1 日（人員配置・営業時間の変更）

改定 令和 5 年 2 月 1 日（虐待防止に関する事項の掲載）

及び食材料費の変更

改定 令和 5 年 4 月 1 日（人員配置の変更）

改定 令和 6 年 2 月 1 日（定員等変更）

改訂 令和 6 年 4 月 1 日（人員配置及び食材料費の変更 業務継続計画の掲載）